

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り
第348号
平成31年4月

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ④7



法律に 従うのみでは まだ足りぬ
人として生きる 道を探したし

平成31年4月15日

青空浮世乃捨

田舎弁護士として48年間になりました。法律の専門職として、間もなく半世紀となります。ここまでやれたのは、皆様のお陰です。心底より御礼申し上げます。そして、法律のお陰です。法律がなければ、弁護士という仕事はなくなってしまう筈ですから…。

法律は、国が国民に、それに従わせようとする掟^{おきて}です。国民は、法律に従わなければならないことは当然ですが、法律に従ってさえいれば、それで立派な生き方だとは言えません。人を殺してはならない、盗んではならないなどと言うことは、法律があろうとなかろうと、してはならないことです。それをやったら罰するぞ、と国が言うからやらない、等と言う人間は、最低です。

法律に従う以上に、もっと大事なことは世の中には一杯あります。それは、国から言われなくとも、人としてこうでなければいけないと考えられる生き方の原則、つまり、倫理に従って生きると言うことです。民法の規定に従う前に、人としてどうすべきかを考えるべきです。

弁護士となって間もなく50年。もう法律ばかりに囚^{とら}われないで、倫理の道を探し求めて生きたいものです。

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ④8

金よりも 人を残せの 先人の
教え身に染む 事件懐かし

平成31年4月15日

青空浮世乃捨

平成30年の改正相続法の勉強をしていましたら、30年以上も昔のことですが、自らは借金が払えずに破産をしましたが、子供達を医者にした人を思い出しました。私が、その方の会社と個人の債務を、破産という法的手続の代理人となって整理しました。

その方は、金も株も不動産も、子供達には残さなかったのですが、子供達に医師資格を残したのです。その子供達は、医師として、世の為、人の為、立派に役立っています。

金を残して、兄弟間で骨肉相食む相続争いの火種を残すより、借金をしてでも、子供を、世の為・人の為になれるような人間に育てた方が素晴らしいことだと、確信します。相続法の勉強をしながら、あのお父さん、お母さんの笑顔を懐かしく思い出しています。

5月6日の「平成30年の改正相続法の勉強会」では、改正法の解説は、事務長に任せ、いなべんは、相続事件の処理等多くの事件を通じて学んだ「人として、どう生きるべきか」という話を語ってみたいと考えています。

『法律と倫理』

—法律より大事なものがあります。

「法律」とは、社会秩序を保つために、国が国民に守るように命じたきまりです。国が国民に守らせようとするおきて(掟)です。「倫理」とは、人としてこうでなければいけないと考えられる生き方の原則に基づく体系です。

法律と倫理には共通する部分もありますが、本質は全く違います。法律は、国家と国民という関係の中であるものです。国家が国民に命じるものです。倫理は、国家とは関係なく、夫々の個人が、人としてどう生きるべきかという問題です。国家からの命令ではなく、夫々の人の個人の生き方の問題です。

法律を守るということは、国民としての義務です。法律を守らないと、社会秩序が保たれません。他人の迷惑になるような行為を、やりたい放題やられたら、安心して生活ができません。煽り運転^{あお}など野放しにされたら、善良な市民は困ります。安心して自動車は乗れません。悪い奴は、法律によって取り締まってもらわなければなりません。

このように、法律の力によって取り締まってもらわなければならないことは沢山あります。それは、悪い奴がいるからです。ですが、本来は、取り締まられなくても、自らそういうことをしてはならない、と自制しなければならぬのです。それが倫理です。法律さえ守っていればよい、などという考えでいる人は、最低レベルの人間なのです。

刑法という法律には、「人を殺したら、死刑か、無期懲役か、5年以上の有期懲役に処する」という規定があります。殺人罪の規定です。これは、法律です。国が国民に対して、「人を殺してはならない。もし、これに反したら、処罰する」と国が決めたのです。ですが、人を殺すことが悪いことだと言うこと

は、法律が決めたものではありません。法律以前から、人を殺すことは悪いことだと決まっています。人を殺してはならないということは、人としてこうでなければいけないという生き方の原則に基づく体系の中にあるのです。倫理として、確立されているのです。

法律の中でも刑法という法律は、倫理に反する行為の中でも、特に他人に迷惑をかける行為を、処罰という手段を使って止めさせようとしているのです。

目に余る煽り運転などで善良な市民が迷惑を受けていますので、そのような行為を止めさせるために罰則を定めて取り締まるのです。「法律を守れ」と言うのは、このような法律においては極めて当然です。

ですが、本来なら、刑法などと言う法律がなくとも、人を殺したり、他人の物を盗んだり、煽り運転などしてはならないのです。にもかかわらず、そういうことをする奴がいるから、刑法という法律が必要となるのです。刑法が必要な世の中は、理想ではありません。本来なら、刑法などなくとも、皆が安心して暮らせる社会が理想なのです。倫理に従って生きる人ばかりの世の中が、理想の社会なのです。

刑法のような法律は、守らなければならないのですが、普通の人は、特に常識的な日本人は、刑法などなくとも、人を殺したり、他人の物を盗んだり、煽り運転などしません。国から命じられなくとも、人としてこうでなければいけないと考えられる生き方の原則に基づいて、そんなことをしないのです。

国から命じられなければ、法律によって取り締まられなければ何でもやる、などという人間は、最低の人間です。いなべんの同級生の弁護士久保利英明先生は、『違法な経営はおやめなさい』という本を書いて、「コンプライアンス」という言葉を流行させましたが、立派に見える大企業でも、法を守らないことが少なくないようです。ですが、いなべんは、コンプライアンス（法令遵守）

では足りなく、インテグリティ（信義誠実）でなければならないと考えています。いまや、コンプライアンスの時代から、インテグリティ時代に変革しなければならないのです。

「法律は絶対だ」とか、「法律さえ守っていればそれでよい」などという考え方を、裁判官も検察官も弁護士もすべきではありません。裁判官や検察官や弁護士という法律の専門家は、まず、法律至上主義に陥ってはならないのです。

法律の専門家に限らず、法律のプレーヤーとも言うべき一般大衆にも、このことは知ってほしいのです。特に、民法の世界においては、法律が絶対ではないのです。民事の世界、つまり、個人と個人の関係においては、民法を始めとする法律の規定の多くは、個人と個人の問題には国は干渉しないのです。個人に任せているのです。倫理に任せ、法律は干渉しないのが原則なのです。

今回、みのる法律事務所の事務長・千葉美智さんが、『平成30年の改正相続法』のピンクの本を出版しましたが、「改正相続法に従わなければならない」と述べているではありません。この点は、みのる法律事務所の責任者として、特に申し上げたい点です。改正相続法の規定に従うより、もっといい方法はいくらかでもあるのです。

改正相続法が述べているのは、当事者間で決められずに争いとなり、裁判となったら、「裁判官は、改正相続法に従って判断しなさい」と、裁判官にガイドライン（指針）を示したものに過ぎません。

民法の規定は、その多くは任意規定です。任意とは、「するかしないか、どれにするか、その人の思うままにきめること」ですから、売るか買うか、いくらで売るかいくらで買うか、などは、売ると買う人が自由に決めればよいのです。国の法律が口出すことではないのです。「国が口出ししないで、個人の

考えに任せる」ということが、私的自治、契約自由の原則です。これが、個人間の問題を解決する際の原則なのです。

相続だって同じです。夫が、父が残した遺産をどのように分けるかという問題は、民事問題ですから、国が口出しすべき事柄ではありません。ただ、当事者間で話し合いがつかないで、民事裁判となった時に、裁判官が何に従って判断したらよいか分からなくなりますので、裁判官が判断する基準を示しておく必要があるのです。民法という法律があるのです。裁判官さえ、全知全能だったら、こんなガイドラインなどいらぬのです。裁判官だって人間ですし、未熟な者が多いのです。判決を出す際に、指針がなければ危ないのです。

相続人全員が、裁判や法律などに頼らないで、人としてこうでなければいけない、と考えられる生き方の原則の体系の下に、つまり倫理に従うなら、裁判も法律も不要です。裁判官も弁護士も不要です。それこそ、理想の社会です。

来る5月6日の『平成30年の改正相続法の勉強会』では、改正相続法がどうなっているかを勉強することが第1の目的ですが、それ以上に、つまり法律以上に倫理を学んで下さい。「人としてこうでなければいけないと考えられる生き方は何か」を探求して下さい。

その一つの例として、郷里の生んだ偉人・後藤新平の「金を残すは下、仕事を残すは中、人を残すは上」という言葉を紹介します。

私は、「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という田舎^{いなべん}弁護士の哲学に従って、相続問題は解決してほしいと考えています。つまり、相続問題も、生き方の問題です。身近で相続問題が発生したら、人生を語りに、法律と倫理を語りに、みのる法律事務所にお立ち寄り下さい。お待ちしております。

5月6日の勉強会のご案内

来る 5月6日(月・振替休日) 午前9時から12時までの3時間、一関文化センター小ホール (同封の案内図をご参照下さい) における『平成30年の改正相続法ピンクの本出版記念講演会』のご案内を前号で差し上げました。この事務所便りを差し上げている方にだけお送りしました。

今のところ、出欠の回答は3分の1もありませんが、それでも50人位の方が出席して下さいという回答を戴いています。会場は、100人位で満席となります。出席をご希望の方は、早めにご回答下さいませようご案内申し上げます。

勉強会では、事務長からピンクの本の解説がありますが、いなべんからも、「法律と倫理」の話や、「金を残すより人を残せ」という話などをさせて戴きます。

さらに、税理士鈴木和博先生からは、改正相続法が税金にどのような影響を及ぼすかという話をして戴くことになっています。

相続問題は、誰にも発生しますので、相続に関する法律や税金のことは知っておいて損はないと思います。のみならず、積極的に勉強会などに出席することは、引きこもり対策には効果的です。是非ご出席戴き、世間の空気を吸って下さい。五月の薫風くんぷうとまではいきませんが、いなべんの駄弁も聞いて、気分転換をして下さい。

お待ちしております。

新刊書のご案内

平成31（2019）年4月、つまり平成最後に、いなべんは次の新刊書を発刊しますので、ご案内します。

1. 『平成30年の改正相続法』のピンクの本

みのる法律事務所事務長の『法律事務所の事務員が答えた本』（ピンクの本）シリーズ第7弾です。この本は、この事務所便りをお送りしている皆様全員に、いなべん千田實と妻加代子より謹呈させていただきます。

5月6日の勉強会の教材として使用しますので、ご出席する方は当日会場にご持参下さい。



2. 『岩手県奥州市の2つの住民訴訟のその後（2）中学校用地事件』

仙台高等裁判所第1民事部での中学校用地事件の審理も、いよいよクライマックスに近づき、令和元（2019）年6月7日午後2時から、前教育長の証人尋問の予定となりました。

その前に、これまでの裁判経過を知って戴きたく発刊することにしました。これで『岩手県奥州市の2つの住民訴訟』は、3部作が完成ということになります。公務員の皆様は、コンプライアンスからインテグリティに変革してほしいものです。国民や住民に手本を示して下さい。

3. 『^{まなこ}天に眼』

『兄』シリーズの第3巻です。兄シリーズ「事業編」の第1巻です。兄が事業を始めた頃の事業資金集めの苦労話です。天には眼があり、一生懸命になってやれば、誰かが見ていてくれるという話です。

兄シリーズ事業編は、①金集め、②客集め、③取引先集め、という具合に進んでいく予定です。どれも結局は信用集めという気がします。それをやり遂げた兄のことを書いていますと楽しくなります。

別紙の通り、購買申込書を同封しますので、ご利用下さい。